

法律科目試験問題（刑法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、甲・乙の罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。公訴時効についても、考慮しなくてよい。）。

【事例】

1. 甲は、公衆衛生の向上及び増進を図ることなどを任務とするK省の薬務局生物製剤課長として、平成元年4月から平成4年3月まで同課所管に係る生物製剤の製造業・輸入販売業の許可、製造・輸入の承認、検定および検査等に関する事務全般を統括しており、血液製剤等の生物製剤の安全性を確保し、その使用に伴う公衆に対する危害の発生を未然に防止すべき立場にあった。
2. M株式会社は、米国から輸入した血しょうと国内血しょうとの混合血しょうを原料とした非加熱第9因子製剤（以下「X剤」という。）を製造販売していたものであるが、平成3年1月から同年2月末日までの間、N商事会社に対してX剤合計160本を販売し、同商事会社は、同年3月、T大学附属病院に対し、これらのうち合計7本を販売した。
3. 甲は、生物製剤課長としての立場上、X剤にはヒト免疫不全ウイルス（以下「HIV」という。）感染の危険性があることをいち早く知り、平成2年1月下旬ころ、HIV不活化効果が報告され当時臨床試験が行われていた加熱第9因子製剤（以下「Y剤」という。）の早期承認を図る方針を示し、同年7月には製薬会社5社のY剤が承認され、同年12月までにはY剤の販売が開始された。したがって、Y剤の供給が開始されるようになってからは、血液凝固第9因子の補充のためにはY剤の投与で対処することが、わが国全体の供給量の面からも可能になっていた。
4. そのような状況の下、甲は、M社をして、X剤の販売を直ちに中止させることも、在庫済みの未使用X剤を可及的速やかに回収させることも、さらに、X剤を使用しようとする医師をして、X剤の不要不急の投与を控えさせる措置を講ずることもしなかった。
5. T大学附属病院医師乙は、血友病の世界的権威であったが、平成3年4月5日から同月8日までの間、同病院において、血友病患者Aに対しN商事会社から購入したX剤合計3本を投与して、AをHIVに感染させ、その結果Aは、平成6年9月までに後天性免疫不全症候群（いわゆるエイズ）の症状である抗酸菌感染症等を発症して、平成8年12月、同病院において死亡した。
6. なお、平成3年当時はX剤の危険性についての認識が関係者に必ずしも共有されていたとはいえ、かつ、一般の医師及び患者がX剤を使用する場合、これがHIVに汚染されたものかどうか見分けることも不可能であって、一般の医師や患者において、HIV感染の結果を回避することは期待できなかった。